福井県内の汚水処理施設整備の現状と見通し(2019)

2019年7月

福井県

はじめに

下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽などの汚水処理施設の整備は、快適な生活環境づくりや公共用水域の水質保全に不可欠です。

これまで県および市町で汚水処理施設の整備を進めてきた結果、汚水処理施設の普及度合いを示す汚水処理人口普及率^(※1)は福井県全体で95.2% (2016 年度末時点)となり、汚水処理施設の整備は全国でも進んでおります。

人口減少や施設の老朽化など、汚水処理を取り巻く情勢は引き続き厳しいことが予想される中、未整備地区における汚水処理施設の早期概成^(※2)や既整備地区の効率的な改築・更新・ 運営管理を目指した今後の各市町の汚水処理施設整備について、取りまとめました。

1. 各市町の汚水処理施設の整備状況 (現状)

各市町における汚水処理人口普及率は、2017 年度末時点で図 1.1 のとおり多くの市町で95%を超え概成しています。

これらを集計すると、県全体でも95.7%(全国第9位)となり、福井県の汚水処理施設の整備状況は全国でも高い水準にあることが分かります。



【図 1.1】 市町別汚水処理人口普及率(2017年度末)

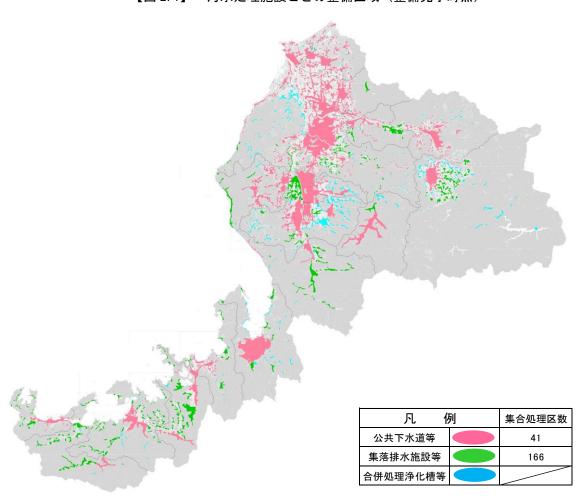
凡		例			
	80	%	未	満	
	80%	ⅳ以上~	~ 90 % :	未満	
	90%	⋼以上~	~ 95%:	未満	
	95	%	以	上	

- ※1 汚水処理人口普及率:行政人口のうち、汚水処理施設を利用できる人口(汚水処理人口)の割合。
- ※2 概成:整備が概ね完成すること。汚水処理人口普及率95%以上。

2. 各市町の汚水処理施設整備の見通し

2. 1 汚水処理施設の整備区域

各市町における汚水処理施設整備の今後の見通しを取りまとめた結果、整備完了時点における汚水処理施設ごとの整備区域は図 2.1 のとおりとなり、集合処理 (*1) 区の数は県全体で 207 (公共下水道等 41、集落排水等 166) となる見通しです。また市町ごとの汚水処理施設の分担率 (*2) は図 2.2 のとおりとなることが見込まれます。

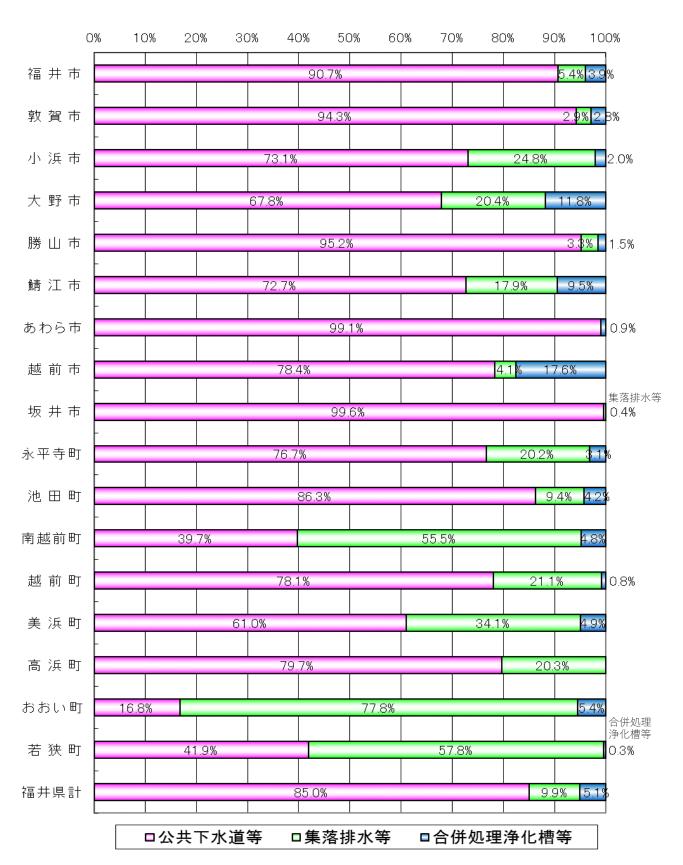


【図 2.1】 汚水処理施設ごとの整備区域(整備完了時点)

※1 集合処理:下水道や農業集落排水のように複数の家屋の汚水をまとめて処理場で一括処理すること。

※2 分担率:汚水処理施設の整備手法ごとの汚水処理人口普及率。

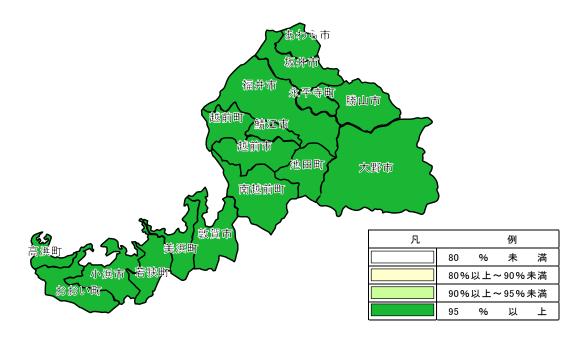
【図 2.2】 市町ごとの汚水処理施設の分担率(整備完了時点)



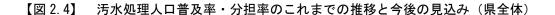
2. 2 汚水処理人口普及率

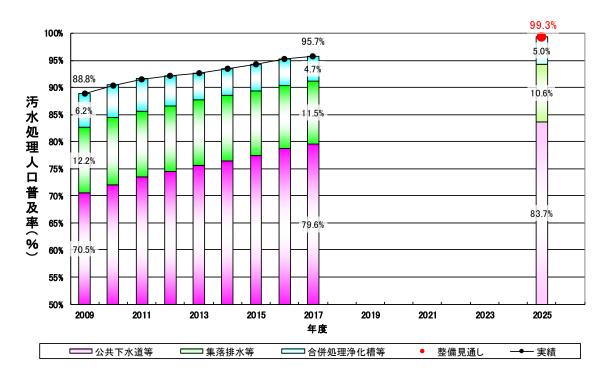
2025年度末時点における各市町の汚水処理人口普及率は図2.3のとおりであり、すべての市町で汚水処理人口普及率が95%以上となることが見込まれます。

これらを集計すると、図2.4のとおり県全体では約99%となることが見込まれます。



【図 2.3】 市町別汚水処理人口普及率 (2025 年度末見込み)





おわりに

福井県の汚水処理施設整備は完了へと近づきつつあり、今後は施設の適切な管理運営を持続することが中心となっていきます。

快適な生活環境づくりや公共用水域の水質保全のさらなる推進に向け、引き続き、各市町 の汚水処理施設整備の進捗状況を点検し、その結果を県ホームページに掲載していきます。

(参考) 汚水処理施設の整備手法

汚水処理施設の種類は、複数の家屋をまとめて処理する集合処理方式(公共下水道・集落排水事業等)と各戸を個別に処理する個別処理方式(浄化槽)に分類されます。また、汚水処理施設の整備にあたっては、国土交通省、農林水産省、環境省、総務省などの交付金制度や県費補助制度があり、施設の機能的特徴、事業制度、費用負担などを考慮のうえ、地域の実情に応じた手法で行われます。

なお、整備運営主体によって、県・市町など地方公共団体等が行うもの、民間団体等が行うもの、あるいは個人が行うものに区分できます。

汚水処理施設の種類

区 分 (※)	事業区分		特徴(整備地域・規模等)		所管官庁	
公共下水道等	公共下水道	公共下水道(狭義)	主として市街地で整備・管理する下水道			
	(広義)	特定環境保全公共下水道	自然景勝地など観光地や農山漁村等で整備・管理する下水道	整備・管理する下水道 集合 処理		
	流域下水道		二つ以上の市町の汚水を集めて広域的に処理する下水道、終末処 理場と幹線管渠について県が整備・管理	集合 処理		
集落排水等	農業集落排水施設		農業振興地域内で計画規模が概ね20戸以上かつ1,000人以下	集合 処理	農林水産省	
	漁業集落排水施設		1. 人口が100人以上、5,000人以下の漁業集落。ただし、辺地・過 疎・山村・離島については、50人以上、5,000人以下の漁業集落 2. 漁業依存度または漁家比率が第1位の漁業集落	集合 処理		
			林野率0.8以上の市町村に存する集落又は、林野率0.8未満の市町村に存する集落であって林野率0.5以上の集落のうち受益戸数が20戸以上(原則)の集落	集合 処理		
	簡易排水施設		振興山村地域などにおいて計画規模が10戸以上20戸未満	集合 処理		
	小規模集合排水施設		計画規模が2戸以上20戸未満		総務省	
合	コミュニティ・プラント		計画規模が101人以上30,000人以下		環境省	
併処理浄化槽等	個別排水処理施設		集合処理区域の周辺地域または市町村設置型浄化槽の地域内に おいて計画規模が単年度当り20戸未満		総務省	
	市町村設置型浄化槽		市町村が設置・管理する浄化槽		理技少	
	個人設置型浄化槽		個人が設置・管理する浄化槽	個別 処理		

※本資料では、公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道をまとめて「公共下水道等」、農業集落排水施設、漁業 集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集落排水施設をまとめて「集落排水等」、コミュニティ・プラン ト、個別排水処理施設、市町村設置型浄化槽、個人設置型浄化槽をまとめて「合併処理浄化槽等」と区分。

≪問い合わせ先≫

・下水道 : 福井県土木部 河川課 0776 - 20 - 0503• 農業集落排水施設 : 福井県農林水産部 農村振興課 0776 - 20 - 0457· 漁業集落排水施設 : 福井県農林水産部 水産課 0776 - 20 - 0438· 林業集落排水施設 : 福井県農林水産部 森づくり課 0776 - 20 - 0445• 簡易排水施設 : 福井県農林水産部 中山間農業・畜産課 0776 - 20 - 0446• 合併処理浄化槽 :福井県健康福祉部 医薬食品·衛生課 0776 - 20 - 0355